

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金
(委託を受けて個人で仕事をする方向け) 関係Q & A

目次 (P 1 ~ P 9)

1. 基本事項	10
Q1-1	
支援金の概要を教えてください。	10
Q1-2	
3月までの支援金の対象は、いつからいつまでの間の仕事ができなかった日が対象になりますか。その理由は何ですか。	11
Q1-3	
4月以降の支援金の対象は、いつからいつまでの間の仕事ができなかった日が対象になりますか。その理由は何ですか。3月までの支援金と何か支給条件が異なるのですか。	11
Q1-4	
支援金の支給額が引き上げになったと聞きましたが、詳細を教えてください。	12
Q1-5	
居住する都道府県では緊急事態宣言が解除されたのですが、支援金を受け取ることはできなくなるのですか。	12
2. 対象となる小学校等	13
Q2-1	
対象となる「小学校等」には何が含まれますか。	13
Q2-2	
いわゆるフリースクールは対象になりますか。	13
Q2-3	
民間のベビーシッターサービスは対象になりますか。	13
3. 対象となる臨時休業等	14
Q3-1	
臨時休業の要請対象とはなっていない保育所等が、自主的に休業した場合、そこに通う子の保護者も対象となりますか。	14

Q3-2

小学校等は休業しているが、小学校等側が子どもを預かるために小学校等を開放している場合も対象になりますか。.....14

Q3-3

保育所等から、可能な範囲で利用を控えてほしいという依頼があり、予定されていた仕事ができなくなった場合は対象となりますか。.....14

Q3-4

小学校や保育所等は休業しておらず、利用を控えるようお願いされているということもない。自主的に登校等を自粛した場合は対象となりますか。.....14

Q3-5

普段放課後児童クラブを利用しています。小学校等は休業していないが、放課後児童クラブは休業している場合は対象になりますか。.....14

Q3-6

春休み期間中や夏休み期間中は放課後児童クラブに子供を預ける予定でしたが、放課後児童クラブが休業している場合は、春休み期間中・夏休み期間中でも対象になりますか。.....14

Q3-7

小学校等が休業しているが、放課後児童クラブはあいている場合、保護者が自主的に子どもが通うのをやめさせて、仕事ができなくなっている場合も対象になりますか。.....15

Q3-8

帰省等で他の都道府県から戻った小学生に対して、学校等から2週間の自宅待機指示があったため、保護者が仕事を取りやめて子どもの世話をした場合は、支援の対象になりますか。.....15

Q3-9

小学校等が学校休業中や学校一部再開後に、新型コロナウイルス感染症に対応して、午前授業・午後授業など授業時間の短縮を行い、そのために保護者が仕事を取りやめて子どもの世話をした場合は、支援の対象になりますか。.....15

Q3-10

小学校等が学校休業中や学校一部再開したものの、新型コロナウイルス感染症に対応して、学校の全部又は一部休業中の措置として、任意の登校日を設けたり、分散登校を行い、子どもが登校しないことを認められている日が生じた場合において、その日について保護者が仕事を取りやめて子どもの世話をした場合は、支援の対象になりますか。.....15

Q3-11

小学校等が学校休業中や学校一部再開したものの、新型コロナウイルス感染症に対応して、学校の全部又は一部休業中の措置として、分散登校を行い、子どもが通常の登校日と同じように登校し授業を受けている日（登校・下校時刻などが通常の登校日と同じような日）について、保護者が仕事を取りやめて子どもの世話をした場合は、支援の対象になりますか。.....16

Q3-12

小学校等が学校休業中や学校一部再開後に、新型コロナウイルス感染症に対応して、在宅オンライン授業を行い、そのために保護者が仕事を取りやめて子どもの世話をした場合は、支援の対象になりますか。.....16

Q3-13

始業式の日については、支援の対象になりますか。.....16

Q3-14

小学校等が再開し通常どおり授業が行われることとなりましたが、感染が不安で子どもを休ませたいと考えています。文部科学省が全国の教育委員会に対して、「保護者から『感染が不安で休ませたい。』と相談された場合、合理的な理由があれば欠席扱いにしないことを可能とする。」との見解を示した、とのニュース報道を見たので、学校に相談するつもりですが、学校が欠席を認めれば、その日について仕事を取りやめて子どもの世話をした場合は支援の対象になりますか。.....17

Q3-15

夏休みの期間が変更になったが、小学校休業等対応支援金を申請するにあたり、夏休みの期間とは変更前の期間なのか、変更後の期間なのか。..... 17

Q3-16

夏休み期間が短縮され、新たな授業期間が定められ登校していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により休校になってしまった。この場合は、臨時休業等に該当しますか。..... 17

Q3-17

夏休み期間が短縮されて、新たな授業期間が設けられた。新たに設けられた期間中の1日の授業時間は、それまでの授業時間よりも短くなっているが、対象となりますか。..... 17

4. 新型コロナウイルスに感染したおそれのある子どもや新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども.....	19
Q4-1	
「風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある」状態はどのような者が該当しますか。.....	19
Q4-2	
風邪などの症状がない子どもについて、感染予防のため自主的に休ませた保護者は対象になりますか。.....	19
Q4-3	
小学校等は臨時休業等していませんが、子どもが発熱等の風邪症状があったため、欠席した子どもの世話をするために、仕事ができなかった場合は、対象になりますか。.....	19
Q4-4	
新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子どもとは、どのような子どものことですか。.....	19
5. 対象となる保護者.....	20
Q5-1	
対象となる保護者には誰が含まれますか。.....	20
Q5-2	
両親など複数の保護者が同時に休む場合、すべての保護者が対象になりますか。他に世話ができる家族がいる場合でも対象になりますか。.....	20
Q5-3	
祖父母が仕事を休んで孫の世話をする場合も対象になりますか。.....	20
Q5-4	
事実婚の状態でも、子どもの保護者になりますか。.....	20
6. 業務委託契約等に関する事.....	21
Q6-1	
業務委託契約等とは何ですか。.....	21
Q6-2	
業務委託契約は、書面ではなく口頭でもよいでしょうか。.....	21
Q6-3	
なぜ、臨時休業等の開始日より前に、業務委託契約等を締結していなければならないのでしょうか。臨時休業等の開始日より後でもよいのでしょうか。.....	21

Q6-4	業務の場所はどこまでが指定されていれば、対象となるのでしょうか。.....	22
Q6-5	自宅で業務を行っている場合は対象になりますか。.....	22
Q6-6	業務の日時はどこまで具体的であればよいのでしょうか。.....	22
Q6-7	業務を行う日時は、指定されているが、場所の指定が明確でない契約は対象になりますか。.....	23
Q6-8	報酬は、日や時間で算定されるものに限られますか。成果を基に算定するものは対象にならないのでしょうか。.....	23
7.	対象となる「委託を受けて個人で仕事をする方」.....	24
Q7-1	「委託を受けて個人で仕事をする方」とは、どのような者でしょうか。.....	24
Q7-2	自営業者、一人親方なども支援の対象となりますか。.....	24
Q7-3	業務委託契約等の相手側が法人ではなく個人の場合でも、支援金の対象となりますか。親族の場合でも良いのでしょうか。.....	24
Q7-4	個人事業主のもとで働く事業の専従者は、支援金の対象になりますか。.....	24
Q7-5	スポーツや音楽などの指導・教授する業務であっても、相手先の指定する場所に赴いて業務を行うといった一定の指定がある場合は、支援金の対象になるのでしょうか。.....	25
Q7-6	会社に雇用されている労働者が、副業として業務を行っている場合は、対象となるのでしょうか。.....	25
Q7-7	なぜ、雇用保険被保険者や公務員を対象から除くのですか。.....	25
Q7-8	風俗営業関連の委託業務は対象になりますか。.....	26
Q7-9	外国籍で、個人で仕事をする者は対象になりますか。.....	26

8. 対象となる「仕事ができなくなった日」	27
Q8-1	
子どもの世話をを行うために、仕事ができなくなった日は、どこまで具体的に予定されている必要がありますか。	27
Q8-2	
仕事が予定されていた日について、仕事を行う時間は指定されていなくてもよいでしょうか。	27
Q8-3	
小学校等の子どもの世話をするため以外の理由で、仕事ができなくなった場合は、対象になるのでしょうか。	27
Q8-4	
適用期間中に仕事ができなくなった日のすべてが支援の対象になるのですか。土曜日・日曜日・祝祭日や春休み・夏休み期間でもよいのですか。	27
Q8-5	
小学校等の臨時休業等が始まった後に新たな業務委託契約等を締結し、その就業予定日の仕事をキャンセルする場合も対象になるのでしょうか。	28
9. 申請手続等	29
Q9-1	
支援金を申請するためにどのような書類を用意すればよいのですか。	29
Q9-2	
申請書の「小学校等休業日」欄に、土曜日・日曜日・祝祭日や春休み・夏休み期間も「○」を記入してよいのですか。	29
Q9-3	
小学校等の臨時休業等が行われたことの確認書類としてはどのようなものがありますか。	30
Q9-4	
新型コロナウイルスに感染した又は感染したおそれのある子ども、医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子どもの世話をした場合は、どのような書類が必要ですか。	30
Q9-5	
インターネット上のプラットフォームを利用して、不特定の仕事の依頼者(発注者)のうちから、1人の依頼者の依頼を受けて仕事を行うという形態での業務委託契約では、本名ではなくニックネームを用いてやり取りし、双方のマッチングを行い契約を締結することがありますが、発注者の名前がニックネームでも、申請を行うことはできますか。	31

Q9-6	4月7日に新たに支給対象となった業務に関して、4月6日までの休業についての申請に係る添付書類は簡略化できますか。.....	31
Q9-7	申請は数か月分まとめて行えるのですか。.....	32
Q9-8	申請期限はいつまでですか。支給決定はいつ頃になりますか。.....	32
Q9-9	申請書の提出先は、どこですか。.....	32
Q9-10	申請書の提出方法は、郵送ですか。電子メールでもよいのですか。.....	32
Q9-11	申請した支援金が支払われるのかなど、申請した後の結果はどのようにして知ることができますか。.....	33
Q9-12	提出した申請書に記載漏れや書類の不備などがあった場合は、何らかの連絡はあるのですか。.....	34
Q9-13	申請書の記載誤りを訂正して、申請してもよいでしょうか。訂正する場合、修正液を使ってもいいでしょうか。.....	34
Q9-14	郵送の場合は、郵便料金は自己負担ですか、着地払いにできないのですか。.....	34
Q9-15	支払われた支援金は課税対象となりますか。.....	34
Q9-16	支援金が国から支払われることとなる場合、何という名義で口座に振り込まれるのですか。.....	35
Q9-17	既に支援金の申請をしましたが、支給対象期間が令和2年9月 30 日までに延長されました。延長された期間分の支援金も請求できますか。.....	35
Q9-18	支援金の支給対象期間が令和2年6月 30 日までから9月 30 日までに延長されたことを受けて、申請書の様式が6月に改訂されましたが、具体的にはどの部分が改訂されたのですか。.....	35
Q9-19	支援金の支給対象期間が令和2年6月 30 日までから9月 30 日までに延長されたこと	

を受けて、申請書の様式が改訂されましたが、6月 30 日までの期間の支援金については、古い申請書様式を用いて申請できますか。.....35

Q9-20

既に4月以降の期間の支援金の申請をしましたが、今般、令和2年4月1日以降の支援金の支給額が 4,100 円から 7,500 円に引き上げられたと聞きました。提出した申請書類では1日当たり 4,100 円で支給申請額を計算しているのですが、支給申請額を再計算しあらためて申請書類を出し直す必要があるのでしょうか。.....36

Q9-21

既に4月以降の期間の支援金が1日当たり 4,100 円の計算で国から支払われましたが、今般、令和2年4月1日以降の支援金の支給額が 4,100 円から 7,500 円に引き上げられたと聞きました。4,100 円と7,500 円の差額を受け取ることはできるのでしょうか。.....36

Q9-22

令和2年4月1日以降の支援金の支給額が 4,100 円から 7,500 円に引き上げられたと聞きましたが、いつから日額 7,500 円での支払に切り替わるのですか。.....36

Q9-23

8月28日に当支援金制度の延長が発表されたが、いつまで適用期間が延長になるのですか。.....37

Q9-24

延長に伴い、日額上限額や要件が変更されるのですか。.....37

Q9-25

延長に伴い、支給申請の様式が改定されるのですか。.....37

Q9-26

延長に伴い、申請の出し直し等の必要はあるのですか。.....37

10. その他.....38

Q10-1

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」で、フリーランスを含む個人事業主や中小企業に対して 100 万円もしくは 200 万円の給付をする制度(「持続化給付金」)ができましたが、この給付と本支援金は併用して申請可能でしょうか。.....38

Q10-2

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」で、生活に困っている人々に対して、一律に、一人当たり 10 万円を給付する制度(「特別定額給付金」)ができましたが、この給付と本支援金は併用して申請可能でしょうか。.....38

Q10-3

令和2年度第2次補正予算で、休業手当の支払を受けることができない労働者に対し

て、月額上限 33 万円の支援金を支給する新たな給付制度(「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金」)ができましたが、この給付と本支援金はあるのでしょうか。
.....39

★……新たに追加・変更したもの（問の番号ずれを含む。）

1. 基本事項

Q1-1	支援金の概要を教えてください。
A	<p>今般の新型コロナウイルス感染症にかかる小学校等の臨時休業等に伴い、令和2年2月27日から3月31日までの間に、</p> <ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等した小学校等に通う子どもや・新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子どもの世話を保護者として行うことが必要となったことにより、契約した仕事ができなくなっている子育て世代を支援し、子どもたちの健康、安全を確保するための対策を講じるため、「委託を受けて個人で仕事をする方」向けの新たな支援金を創設しています。 <p>また、令和2年4月以降も、文部科学省のガイドライン等に基づき、小学校等の臨時休業等が行われる場合があることを踏まえ、令和2年4月1日から9月30日までの間に、</p> <ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等に通う子どもや・ i) ~ iii) のいずれかに該当し、小学校等を休むことが必要な子ども<ul style="list-style-type: none">i) 新型コロナウイルスに感染した子どもii) 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある子どもiii) 医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども <p>の世話を保護者として行うことが必要となった、「委託を受けて個人で仕事をする方」に対し、引き続き支援金を支給しています。</p> <p>支援金の支給対象期間は令和2年2月27日から9月30日までとなります。最新の支援金の詳細な内容については、厚生労働省のHPをご覧ください。</p> <p>(厚生労働省HP) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html</p>

Q1-2	3月までの支援金の対象は、いつからいつまでの間の仕事ができなかった日が対象になりますか。その理由は何ですか。
A	<p>2月27日以降、北海道等で公立学校の臨時休校が開始され、また同日には、総理から3月2日から春休みまでの小学校等の臨時休業の要請がなされたことを踏まえ、2月27日を適用開始日としました。</p> <p>また、春休みまでの臨時休業が総理から要請されていますが、春休みの開始日が地域によって異なることを踏まえ、3月31日を適用最終日としました。</p>

Q1-3	4月以降の支援金の対象は、いつからいつまでの間の仕事ができなかった日が対象になりますか。その理由は何ですか。3月までの支援金と何か支給条件が異なるのですか。
A	<p>個人で業務委託契約等で仕事をされている方向けの支援金制度について、2月27日から3月31日までの間を適用期間としていましたが、新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえ、この支援の対象となる期限を延長して、令和2年4月1日から6月30日までの間に、委託を受けて個人で仕事をする方が、保護者として子ども世話をするために、契約した仕事をできなくなった場合にも支援することとなりました。</p> <p>さらに、緊急事態宣言が4月7日に7都府県で発令され、4月16日には対象地域が全都道府県に拡大されて、全国で小学校等の休業が長期化したことを受けて、支援金制度の支援の対象となる期間を9月30日までに再延長し、4月1日以降の支援金の支給額を4,100円から7,500円に引き上げました。</p> <p>支援の対象となる、委託を受けて個人で仕事をする方や保護者などの条件は4月以降も3月までと変更ありませんが、文部科学省から示された「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」（令和2年3月24日）などの内容も踏まえ、これまでも対象となっていた、新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有するなど特定の子ども等について、小学校等が新型コロナウイルスに関連して特別に休むことを認める場合等も対象になることを明確化しました。</p>

Q1-4	支援金の支給額が引き上げになったと聞きましたが、詳細を教えてください。
A	<p>令和2年4月1日以降の支援金の支給額を4,100円から7,500円に引き上げました。</p> <p>(引き上げ前)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年2月27日から3月31日までの間 1日当たり4,100円(定額) ・令和2年4月1日から6月30日までの間 1日当たり4,100円(定額) <p>(引き上げ後)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年2月27日から3月31日までの間 1日当たり4,100円(定額) ・令和2年4月1日から6月30日までの間 1日当たり7,500円(定額) ※引き上げ ・令和2年7月1日から9月30日までの間 1日当たり7,500円(定額) ※支給対象期間延長

Q1-5	居住する都道府県では緊急事態宣言が解除されたのですが、支援金を受け取ることはできなくなるのですか。
A	<p>居住する都道府県で緊急事態宣言が解除されたかどうかや、いつ解除されたかにかかわらず、小学校等の臨時休業等が行われ、保護者として子どもの世話をを行う必要があるために、委託を受けて個人で仕事をする方が契約した仕事をできなくなった場合は、支援の対象となります。</p>

2. 対象となる小学校等

Q2-1	対象となる「小学校等」には何が含まれますか。
A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、各種学校（幼稚園又は小学校の課程に類する課程のみ）、特別支援学校（全ての部） ※障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校（後期課程のみ）、高等学校、中等教育学校、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校（高等課程に限る。）、各種学校（高校までの課程に類する課程）は対象 ・ 放課後児童クラブ、放課後等デイサービス ・ 幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等（保育ママ等）、一時預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設 などが対象 <p>【「支給要領の4」記載の小学校等を参照】</p>
Q2-2	いわゆるフリースクールは対象になりますか。
A	対象になります。
Q2-3	民間のベビーシッターサービスは対象になりますか。
A	認可外保育施設として届出（児童福祉法第59条の2第1項）を行った事業者であれば対象になります。

3. 対象となる臨時休業等

Q3-1	臨時休業の要請対象とはなっていない保育所等が、自主的に休業した場合、そこに通う子の保護者も対象となりますか。
A	直接の要請対象等になっていない保育所等が休業した場合も対象となります。

Q3-2	小学校等は休業しているが、小学校等側が子どもを預かるために小学校等を開放している場合も対象になりますか。
A	対象になります。

Q3-3	保育所等から、可能な範囲で利用を控えてほしいという依頼があり、予定されていた仕事ができなくなった場合は対象となりますか。
A	対象になります。

Q3-4	小学校や保育所等は休業しておらず、利用を控えるようお願いされているということもない。自主的に登校等を自粛した場合は対象となりますか。
A	対象になりません。 ただし、医療的ケアが日常的に必要な子どもや、新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有するなど特定の子どもについて、学校等が、新型コロナウイルスに関連して特別に休むことを認める場合等は、対象になります。 Q3-13 もご覧ください。

Q3-5	普段放課後児童クラブを利用しています。小学校等は休業していないが、放課後児童クラブは休業している場合は対象になりますか。
A	対象になります。

Q3-6	春休み期間中や夏休み期間中は放課後児童クラブに子供を預ける予定でしたが、放課後児童クラブが休業している場合は、春休み期間中・夏休み期間中でも対象になりますか。
A	放課後児童クラブが本来利用可能であった日は対象になります。

Q3-7	小学校等が休業しているが、放課後児童クラブはあいている場合、保護者が自主的に子どもが通うのをやめさせて、仕事ができなくなっている場合も対象になりますか。
A	対象になります。

Q3-8	帰省等で他の都道府県から戻った小学生に対して、学校等から2週間の自宅待機指示があったため、保護者が仕事を取りやめて子どもの世話をした場合は、支援の対象になりますか。
A	対象になります。 この場合は、待機指示の期間が分かる学校からのお知らせの写しなどを添付してください。 (参考) 支給要領2(1)①の「特定の子どもについて、小学校等がコロナウイルス感染症に関連して出席しなくてもよいと認めること。」に該当します。

Q3-9	小学校等が学校休業中や学校一部再開後に、新型コロナウイルス感染症に対応して、午前授業・午後授業など授業時間の短縮を行い、そのために保護者が仕事を取りやめて子どもの世話をした場合は、支援の対象になりますか。
A	登校日ではありますが、上記の場合は対象になります。 この場合は、授業時間の短縮の日程が分かる学校からのお知らせの写しなどを添付してください。

Q3-10	小学校等が学校休業中や学校一部再開したものの、新型コロナウイルス感染症に対応して、学校の全部又は一部休業中の措置として、任意の登校日を設けたり、分散登校を行い、子どもが登校しないことを認められている日が生じた場合において、その日について保護者が仕事を取りやめて子どもの世話をした場合は、支援の対象になりますか。
A	対象になります。 この場合は、分散登校・任意の登校日の日程が分かる学校からのお知らせの写しなどを添付してください。

Q3-11	小学校等が学校休業中や学校一部再開したものの、新型コロナウイルス感染症に対応して、分散登校を行っています。子どもが通常の登校日と同じように登校し授業を受けている日（登校・下校時刻などが通常の登校日と同じような日）について、保護者が仕事を取りやめて子どもの世話をした場合は、支援の対象になりますか。
A	通常の登校日と同様であるため、対象になりません。

Q3-12	小学校等が学校休業中や学校一部再開後に、新型コロナウイルス感染症に対応して、在宅オンライン授業を行い、そのために保護者が仕事を取りやめて子どもの世話をした場合は、支援の対象になりますか。
A	対象になります。 この場合は、在宅オンライン授業の日程が分かる学校からのお知らせの写しなどを添付してください。

Q3-13	始業式の日については、支援の対象になりますか。
A	①元々始業式が予定されていた日について、臨時休業期間の対象となり始業式がとりやめとなって、その日について保護者が仕事を取りやめて子どもの世話をした場合は、支援の対象になります。 ②学校休業中や学校再開後に始業式が実際に開かれたが、その日について、子どもが新型コロナウイルスに感染した等の状況となり、学校等が新型コロナウイルスに関連して特別に休むことを認め、その日について保護者が仕事を取りやめて子どもの世話をした場合は、支援の対象になります。 ③学校休業中や学校再開後に始業式が実際に開かれ、実際に子どもが登校した場合は、支援の対象にはなりません。

Q3-14	<p>小学校等が再開し通常どおり授業が行われることとなりましたが、感染が不安で子どもを休ませたいと考えています。</p> <p>文部科学省が全国の教育委員会に対して、「保護者から『感染が不安で休ませたい。』と相談された場合、合理的な理由があれば欠席扱いにしないことを可能とする。」との見解を示した、とのニュース報道を見たので、学校に相談するつもりですが、学校が欠席を認めれば、その日について仕事を取りやめて子どもの世話をした場合は支援の対象になりますか。</p>
A	<p>通常どおり授業が行われているにもかかわらず自主的に登校等を自粛した場合は原則として対象になりません。</p> <p>ただし、小学校等が新型コロナウイルス感染症に関連してやむを得ず出席しなくてもよいと認めた場合は対象になります。</p> <p>また、それ以外にも、医療的ケアが日常的に必要な子どもや、新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有するなど特定の子どもについて、学校等が、新型コロナウイルスに関連して特別に休むことを認める場合等は、対象になります。</p> <p>いずれの場合にも、小学校等が欠席とはしない取扱いをしたこと（又は登校等しないことを認めたこと）が分かる書類の写しを添付してください。</p> <p>（参考）文部科学省作成「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（令和2年5月22日） https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00015.html 第2章 4.</p> <p>（2）保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合 まずは、保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針についてご理解を得るよう努めてください</p> <p>その上で、新型コロナウイルス感染症については現時点で未だ解明されていない点も多いなどの特性に鑑み、例えば、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないなどの柔軟な取り扱いも可能です。</p>

Q3-15	夏休みの期間が変更になったが、小学校休業等対応支援金を申請するにあたり、夏休みの期間とは変更前の期間なのか、変更後の期間なのか。
A	変更後の期間です。

Q3-16	<p>夏休み期間が短縮され、新たな授業期間が定められ登校していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により休校になってしまった。この場合は、臨時休業等に該当しますか。</p> <p><例> 【変更前夏休み期間】 8月1日から8月31日まで夏休み 【夏休み期間短縮後】 8月8日から8月16日が夏休み、それ以外の8月の平日は登校日</p>
A	新たな授業期間について、登校が義務づけられている日に対し、新型コロナウイルス感染症の影響で休校になった場合は、対象になります。

Q3-17	<p>夏休み期間が短縮されて、新たな授業期間が設けられた。新たに設けられた期間中の1日の授業時間は、それまでの授業時間よりも短くなっているが、対象となりますか。</p> <p><例> 【変更前の登校日及び時間割】 7月31日までは登校日で1日6時間授業 8月1日から8月31日まで夏休み 【変更後の登校日及び時間割】】 7月31日までは登校日で1日6時間授業 8月1日から8月14日の平日は1日3時間授業 8月15日から8月31日まで夏休み</p>
A	夏休み期間の変更後、新たに設けられた登校日や授業時間については、半日授業や短時間授業には該当せず、対象になりません。

4. 新型コロナウイルスに感染したおそれのある子どもや新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども

Q4-1	「風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある」状態はどのような者が該当しますか。
A	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスに関連すると思われる発熱等の風邪症状が見られる者 ・新型コロナウイルスに感染した者の濃厚接触者をいいます。

Q4-2	風邪などの症状がない子どもについて、感染予防のため自主的に休ませた保護者は対象になりますか。
A	<p>原則として対象になりません。</p> <p>ただし、医療的ケアが日常的に必要な子どもや、新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有するなど特定の子どものことについて、学校等が、新型コロナウイルスに関連して特別に休むことを認める場合等は、対象になります。</p> <p>Q3-13 もご覧ください。</p>

Q4-3	小学校等は臨時休業等していませんが、子どもが発熱等の風邪症状があったため、欠席した子どもの世話をするために、仕事ができなかった場合は、対象になりますか。
A	<p>新型コロナウイルスに感染したおそれのある子どもについて、小学校等から欠席することが認められた場合は、小学校等の開校日、そもそも休校が予定されていた日（春休み、夏休みなど）であっても、子どもの世話をを行うために仕事ができなかった日は、小学校等の臨時休業期間等にかかわらず、支援の対象になります。</p>

Q4-4	新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子どもとは、どのような子どものことですか。
A	<p>新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子どもとは、次に掲げる子どもです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）の基礎疾患がある子ども ②透析を受けている子ども ③免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている子ども

5. 対象となる保護者

Q5-1	対象となる保護者には誰が含まれますか。
A	親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母等）であって、子どもを現に監護する者が対象になります。 そのほか、子どもの世話を一時的に補助する親族も対象になります。

Q5-2	両親など複数の保護者が同時に休む場合、すべての保護者が対象になりますか。他に世話ができる家族がいる場合でも対象になりますか。
A	保護者として複数で子どもの世話をする必要がある場合には、対象になります。

Q5-3	祖父母が仕事を休んで孫の世話をする場合も対象になりますか。
A	孫を現に監護する者であれば、対象になります。 また、孫を現に監護する保護者でない場合であっても、子どもの世話を一時的に補助する親族についても、対象となる場合があります。

Q5-4	事実婚の状態でも、子どもの保護者になりますか。
A	住民票記載事項証明書の続柄の欄から、例えば「同居人」や「妻（未届）」など事実上の婚姻関係を確認でき、現に子どもの監護を行っている場合は、対象になります。

6. 業務委託契約等に関すること

〔業務委託契約等〕

Q6-1	業務委託契約等とは何ですか。
A	主に請負契約や準委任契約等を想定していますが、民法上の契約形態如何にかかわらず、今回の対象としては、発注者から仕事の委託を受け、業務遂行等に対して報酬を支払われることを内容とする契約をいいます。

Q6-2	業務委託契約は、書面ではなく口頭でもよいでしょうか。
A	【「支給要領の8（2）②ウ」を参照】 業務委託契約等の内容について、契約書などの書面により、契約締結日、発注者名、受託者名、業務の内容、業務の場所と日時、報酬の算定が分かるものとしています。 契約書のほかに、発注者と受託者の間での電子メール等のやりとりの写しでも構いません。 なお、口頭により契約されている場合や、契約内容の分かる書面がない場合は、発注者と受託者の連名で、業務内容などを記載した「業務委託契約申立書」（別添様式3号）を作成していただければ、支援金の申請を行うことはできます。

〔臨時休業等の開始日より前の契約等の締結〕

Q6-3	なぜ、臨時休業等の開始日より前に、業務委託契約等を締結していなければならないのでしょうか。臨時休業等の開始日より後でもよいのではないのでしょうか。
A	この支援金は、すでに業務委託契約等に基づき予定されていた日時に小学校等の臨時休業等に伴い働くことができなくなった場合に支給するものです。 臨時休業等の開始日以降に契約を締結する場合は、臨時休業等を前提に、子どもの世話をを行う必要がある日時を保護者が考慮した上で、契約を締結できる状況にあったと考えられることから、支援の対象とはしていません。 なお、新型コロナウイルスに感染した、または感染したおそれのある子どもの世話をを行うために業務を行うことができない場合は、臨時休業等の開始日以降に契約を締結していても、その子どもが感染し、又は感染したおそれがあると認められる日より前に、契約が

	締結されている場合は、支援の対象になります。医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子どもの世話をを行う場合については、小学校等の承諾を得て登校等しなかった日より前に、契約が締結されている場合は、支援の対象になります。
--	--

Q6-4	業務の場所はどこまでが指定されていれば、対象となるのでしょうか。
A	業務を行う場所や施設などが契約書等から明らかであることをいい、就業場所が就業者個人の判断で自由に選べない場合に対象となります。複数の場所、営業などのエリアなど一定の地域を指定する場合や、例えば、指定した配送先など、その都度具体的に指定されることが明らかになっている場合も含まれます。

Q6-5	自宅で業務を行っている場合は対象になりますか。
A	自宅であっても、臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うために仕事がままならないケースもあり、発注者から、適用期間（2月27日～9月30日）中の業務に従事する場所として自宅が指定されており、その場所や日時に仕事ができなくなった場合は、対象となる場合があります。

Q6-6	業務の日時はどこまで具体的であればよいのでしょうか。
A	<p>業務を行う予定の日と時間、業務の開始日と終了日などが、契約書等から明らかであることをいいます。</p> <p>具体的な日にちではなくとも、例えば毎週〇曜日、週〇日など、一定の期間における日数が明らかになっているものも含まれます。また、1日〇時間、1日のうちの概ねの時間帯、時間数が明らかとなっているもの等も含まれます。</p> <p>また、作業期間や納期などが指定されており、業務の処理方法、業務量、業務の具体的な内容などが業務委託契約等において指定されている場合において、作業期間内に業務を行う必要な日数が判別されるような場合も含まれます。</p>

Q6-7	業務を行う日時は、指定されているが、場所の指定が明確でない契約は対象になりますか。
A	委託を受けて仕事を行う1日のうちの概ねの時間数や時間帯が指定されており、この時間と業務の内容、業務の処理方法や手段などから、業務を行う場所の範囲が一定限られる場合は、対象になります。

〔報酬の算定〕

Q6-8	報酬は、日や時間で算定されるものに限られますか。成果を基に算定するものは対象にならないでしょうか。
A	<p>委託を受けて仕事をする方の報酬のあり方については、多種多様ですが、業務遂行に要する日数や時間、作業量などを基に、業務を行った結果により、報酬が算定される形態となっているものが該当し、日数や時間数により算定するものに限りません。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 時間や日を基礎として計算されるもの ・ 作業単位や作業個数の単価と実績を基に算定されるもの ・ 作業量や作成した成果物により算定されるもの など

7. 対象となる「委託を受けて個人で仕事をする方」

Q7-1	「委託を受けて個人で仕事をする方」とは、どのような者でしょうか。
A	<p>請負や準委任など業務委託契約等の名称如何にかかわらず、発注者から仕事の委託を受け、業務遂行等に対して報酬が支払われることを内容とする契約を締結し、その契約を締結している本人が、個人で業務を行っている方が該当します。</p> <p>具体的には、締結した契約において、発注者から業務の内容や業務を行う場所、日時などの指定を受け、業務を行った作業量や成果物により、報酬が算定されるものになっている個人の方が、支援の対象になります。</p>
Q7-2	自営業者、一人親方なども支援の対象となりますか。
A	<p>職種の名義により判断することはできませんが、この支援の対象である「委託を受けて個人で仕事をする方」(Q7-1 参照)であって、業務委託契約等の相手先が業務に従事する場所を指定する場合など、仕事内容や、業務の場所・日時等について発注者から一定の指定を受けていると判断することができるなど一定の要件に該当すれば、支援の対象になります。</p>
Q7-3	業務委託契約等の相手側が法人ではなく個人の場合でも、支援金の対象となりますか。親族の場合でも良いのでしょうか。
A	<p>契約の相手先が個人でも、親族であっても対象外とはしていません。ただし、相手先が個人・親族であっても、業務委託契約書等の確認書類は必要です。</p>
Q7-4	個人事業主のもとで働く事業の専従者は、支援金の対象になりますか。
A	<p>個人事業主との間での契約に基づき、仕事内容や働き方が定められているなどの要件を満たしてれば、支援金の対象になります。</p> <p>この場合でも、業務委託契約書等の確認書類は必要です。契約書等の書類がない場合は、様式第3号の申立書に加えて、業務内容等の確認のために、税務署に提出した書類（「青色事業専従者給与に関する届出書」又は「所得税等の確定申告書B（第一表、第二表）」）の写しなどを添付してください。</p>

	<p><契約書等の書類がない場合の提出書類></p> <p>①様式第3号+「青色事業専従者給与に関する届出書」</p> <p>②様式第3号+「所得税等の確定申告書B（第一表、第二表）」</p>
--	--

Q7-5	<p>スポーツや音楽などの指導・教授する業務であっても、相手先の指定する場所に赴いて業務を行うといった一定の指定がある場合は、支援金の対象になるのでしょうか。</p>
A	<p>職種によって、対象になるか否かが決まるわけではありません。どのような場合に対象になるか一概にお示しすることはできませんが、業務委託契約等の相手先が指定する場所に赴く場合などは、業務従事の態様、業務の場所・日時等について発注者から一定の指定を受けていると判断することができますので、支援金の対象になる場合があります。この場合でも、業務委託契約書等の確認書類が必要です。</p>

Q7-6	<p>会社に雇用されている労働者が、副業として業務を行っている場合は、対象となるのでしょうか。</p>
A	<p>労働者が雇用保険被保険者や公務員である場合には、この支援の対象になりません。</p> <p>ただし、上記以外の方であって、業務委託契約等を締結して業務を行っている方が、この支援の対象である「委託を受けて個人で仕事をする方」（Q7-1参照）であって、一定の要件に該当すれば、支援の対象になります。</p>

〔対象から除外されたもの〕

Q7-7	<p>なぜ、雇用保険被保険者や公務員を対象から除くのですか。</p>
A	<p>雇用保険被保険者や公務員については、副業ではない本業において一定の収入が見込まれると考えられることなどから、支援の対象から除いています。</p> <p>なお、雇用される労働者が、①31日以上引き続き雇用されることが見込まれる者であること、②1週間の所定労働時間が20時間以上であること、のいずれにも該当するときは、雇用保険の被保険者となります。</p>

	<p>(参考)</p> <p>雇用保険被保険者等、企業に雇用されている方については、小学校等が臨時休業した場合等に、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金制度（「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」）があります。</p> <p>厚生労働省HP https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html</p>
--	--

Q7-8	風俗営業関連の委託業務は対象になりますか。
A	対象になります。

Q7-9	外国籍で、個人で仕事をする者は対象になりますか。
A	<p>対象になります。</p> <p>なお、外国人住民の方であって、委託を受けて個人で仕事をする方が、支援金の申請をされる場合にも、外国住民に係る住民票記載事項証明書（原本）を提出していただく必要があります。</p>

8. 対象となる「仕事ができなくなった日」

〔対象となる「業務委託契約等に基づき予定されていた日時」〕

Q8-1	子どもの世話をを行うために、仕事ができなくなった日は、どこまで具体的に予定されている必要がありますか。
A	<p>あらかじめ業務委託契約等で具体的に特定の日が明らかとなっていない場合でも、契約書等の内容から業務を行う日や日数が一定の期間内において判別できる場合も対象となります。</p> <p>例えば、作業の期間や納期などが指定されており、業務の処理方法、業務量、業務の具体的な内容などが業務委託契約等において指定されている場合において、作業期間内に業務を行う必要な日数が判別されるような場合も含まれます。</p>

Q8-2	仕事が予定されていた日について、仕事を行う時間は指定されていなくてもよいでしょうか。
A	<p>1日の作業を行う時間が直接指定されていない場合であっても、業務量や業務の具体的な内容などから、1日において一定の時間数の作業を行うことが判別されるような場合は、業務を行う日時が予定されていたものに該当します。</p>

〔対象となる「業務（仕事）を行うことができなくなったこと」〕

Q8-3	小学校等の子どもの世話をするため以外の理由で、仕事ができなくなった場合は、対象になるのでしょうか。
A	対象になりません。

Q8-4	適用期間中に仕事ができなくなった日のすべてが支援の対象になるのですか。土曜日・日曜日・祝祭日や春休み・夏休み期間でもよいのですか。
A	<p>小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うための支援であることから、土曜日・日曜日・祝祭日や春休み・夏休み期間など元々小学校等の開校する予定のなかった日等については、対象になりません。</p> <p>（土曜日・日曜日・祝祭日や小学校の春休み・夏休み期間中も受け入れている保育所や放課後児童クラブ等に子どもを預ける予定だったのに当該施設等が休業したことにより保護者が仕事を取りやめて子どもの世話をした場合には、Q3-6にあるとおり、当</p>

	<p>該施設等が本来利用可能であった日は、土曜日・日曜日・祝祭日や小学校の春休み・夏休み期間中であっても、対象になります。）</p> <p>新型コロナウイルス感染症に感染した子どもや、感染したおそれがあると思われる発熱などの風邪症状がみられる子ども等の世話をを行うために、仕事を行うことができなかった場合は、そもそも休校が予定されていた土曜日・日曜日・祝祭日や春休み・夏休み期間などであっても、支援の対象になります。</p>
--	--

Q8-5	<p>小学校等の臨時休業等が始まった後に新たな業務委託契約等を締結し、その就業予定日の仕事をキャンセルする場合も対象になるのでしょうか。</p>
A	<p>小学校等の臨時休業等の開始日より前に、既に業務委託契約等が締結され、この契約に基づき就業する予定であった仕事ができなくなった場合に対象となります。</p> <p>一方、臨時休業期間中に新たな業務に従事する契約を締結し、その契約に基づく仕事ができなかった場合は、「臨時休業等の開始日より前」に契約が成立していないため、対象になりません。</p>

9. 申請手続等

Q9-1	<p>支援金を申請するためにどのような書類を用意すればよいのですか。</p>
A	<p>厚生労働省のホームページに掲載している申請様式に必要な事項を記載の上、各種添付書類をご用意いただく必要があります。 申請書は、厚生労働省のHPから、印刷して使用してください。</p> <p>支援金の申請に共通した必要書類は、次の5種類です。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 申請書 ② 住民票記載事項証明書の原本 ③ 契約内容が分かる業務委託契約書又は電子メールのやりとりの写し等 ④ 小学校等の臨時休業等が講じられた日や期間が分かる学校だより、小学校等のHPや電子メール等での通知の写し ⑤ 申請者本人名義の銀行通帳又はキャッシュカードの写し <p>詳細は、厚生労働省ホームページの「支給要領」（8 支給申請）、申請書の記入要領（申請書の4枚目）、申請書の記入例等（「支給申請手引き」）、「よくある不備の例」をご確認ください。</p> <p>（厚生労働省HP） https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html</p> <p>また、申請書類の記載方法を解説した動画をYouTubeに掲載しているので、ご覧ください（厚生労働省ホームページにも動画URLへのリンクを掲載しています。）。</p> <p>（動画URL） https://www.youtube.com/watch?v=UtzaJLQWnJA</p>
Q9-2	<p>申請書の「小学校等休業日」欄に、土曜日・日曜日・祝祭日や春休み・夏休み期間も「○」を記入してよいのですか。</p>
A	<p>小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うための支援であり、元々小学校等の開校する予定のなかった日等については対象とならないので、小学校等の開校日ではない土曜日・日曜日・祝祭日や、そもそも休校が予定されていた春休み・夏休み期間などについては「小学校等休業日」欄に「○」を記入しないでください。</p> <p>（土曜日・日曜日・祝祭日や小学校の春休み・夏休み期間中も受け入れている保育所や放課後児童クラブ等に子どもを預ける予定</p>

	<p>だったのに当該施設等が休業したことにより保護者が仕事を取りやめて子どもの世話をした場合には、Q3-6にあるとおり、当該施設等が本来利用可能であった日は、土曜日・日曜日・祝祭日や小学校の春休み・夏休み期間中であっても、対象になるので、「小学校等休業日」欄に「○」を記入してください。（この場合の確認書類については、Q9-3をご覧ください。）</p> <p>新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども等の世話をした日には、「小学校等休業日」欄に「●」を記入してください。（土曜日・日曜日・祝祭日や春休み・夏休み期間であっても、「小学校等休業日」欄に「●」を記入してください。確認書類については、Q9-4をご覧ください。）</p> <p>さらに、その子どもの世話をするために仕事ができなくなった日については、「仕事を取りやめた日」欄に「○」を記入してください。</p>
--	--

Q9-3	<p>小学校等の臨時休業等が行われたことの確認書類としてはどのようなものがありますか。</p>
A	<p>小学校等からの臨時休業等を通知する学校だより、小学校等のホームページや電子メールでの通知の写しなどが該当します。</p> <p>土曜日・日曜日・祝祭日を支給対象として申請する場合は、これらの日が元々小学校等の開校する日（施設等の営業日）であったことが分かる文言が記載された書類等の写しも添付してください。</p> <p>また、春休みを挟んだ期間、夏休みを挟んだ期間（例：3月下旬～4月上旬、7月下旬～8月末など）が申請対象に含まれる場合は、申請書の3枚目の「春休み期間・夏休み期間記入欄」に、必ず春休み期間、夏休み期間を記入してください。</p>

Q9-4	<p>新型コロナウイルスに感染した又は感染したおそれのある子ども、医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子どもの世話をした場合は、どのような書類が必要ですか。</p>
A	<p>小学校等が登校をしないことを認めたことが分かる書類が必要です。例えば、小学校から登校しないことの承諾を受けていること</p>

	<p>の分かる連絡帳なども該当します。</p> <p>日曜日、春休み期間中などで上記の書類を用意できない場合は、医療機関や薬局の領収書等の写しや子どもの発熱等の症状を記した申立書（様式は任意のもので、自署のあるもの）を添付してください。</p>
--	--

Q9-5	<p>インターネット上のプラットフォームを利用して、不特定の仕事の依頼者（発注者）のうちから、1人の依頼者の依頼を受けて仕事を行うという形態での業務委託契約では、本名ではなくニックネームを用いてやり取りし、双方のマッチングを行い契約を締結することができますが、発注者の名前がニックネームでも、申請を行うことはできますか。</p>
A	<p>業務委託契約等の内容について、スマートフォンの画面上に表示される等により、契約締結日、発注者と申請者の氏名、業務内容、業務遂行場所・日時、報酬及び仕事をとりやめた日（分かる場合のみ）が明らかな場合は、こうした発注者との契約内容が分かる部分を印刷したものを添付して、申請を行っていただく必要があります。</p> <p>なお、発注者と申請者の名前について、ニックネームを用いているため、申請者の氏名は明らかとなるが、発注者の氏名が明らかでない場合には、発注者のニックネームとその本人の氏名・住所等が関連付けられて、発注者及び申請者がいずれも本人と同一人であることが明らかとなる書面があれば、申請を受け付けられます。</p> <p>具体的には、プラットフォームの運営会社において、申請者の求めに応じ、発注者本人の了解を得て、発注者のニックネームと関連付けられた氏名、住所、連絡先の情報が明らかとなる書面を提供された場合は、発注者との契約内容が分かる画面情報等の写しにその書面を添付することが考えられます。この場合は、支給要領8（2）②ウ（ア）の「電子メール等」として取り扱われ、支給申請を行うことができます。</p>

Q9-6	<p>4月7日に新たに支給対象となった業務に関して、4月6日までの休業についての申請に係る添付書類は簡略化できますか。</p>
A	<p>4月7日に新たに支給対象となった業務に関して、4月6日までの休業についての申請に当たって、様式第3号の発注者部分を記載してもらえない場合は、発注者と業務について何らかのやりとりを</p>

	<p>したことが分かるメール等の写しに加えて、「発注者欄が記載できない理由及び4月に追加された業務に従事していることが分かる内容」を記載した書類（様式は任意）を添付することで、様式第3号の発注者欄の記載がなくても申請を受け付けます。</p>
--	--

Q9-7	申請は数か月分まとめて行えるのですか。
A	<p>申請はまとめて行うことができます。</p> <p>ただし、申請日以前の日付のみを支給対象日として申請できるので、申請日より後の日付については、支給要件を満たした場合には、後日再度申請を行ってください。</p>

Q9-8	申請期限はいつまでですか。支給決定はいつ頃になりますか。
A	<p>申請は、12月28日まで（消印有効）の間に受け付けます。</p> <p>支援金については、必要な申請書、証拠書類が確認できた後、できる限り速やかに支給決定ができるよう努めてまいります。</p>

Q9-9	申請書の提出先は、どこですか。
A	<p>申請書の提出は、「学校等休業助成金・支援金受付センター」（厚生労働省の委託した事業者）に簡易書留など配達記録が残るもので郵送してください。</p> <p>申請送付先 〒137-8691 新東京郵便局 私書箱132号 宅配便等での受取は不可のため、郵送での配送をお願いします。</p>

Q9-10	申請書の提出方法は、郵送ですか。電子メールでもよいのですか。
A	<p>申請書の提出方法は、郵送としています。電子メールによる受付はしていません。</p> <p>また、郵便物を差し出した記録を残す「特定記録」等による郵送をお勧めしています。</p> <p>（参考）「特定記録」 日本郵政HPより転載 引受けを記録するので、郵便物等を差し出した記録を残したいときにおすすめです。 （引受けの記録として、受領証をお渡しいたします。）</p>

	<p>インターネット上で配達状況を確認できます。 (配達完了メール通知サービスがご利用いただけます。) 受取人さまの郵便受箱に配達します(配達の記録(受領印の押印または署名)は行いません。)</p>
--	---

Q9-11	<p>申請した支援金が支払われるのかなど、申請した後の結果はどのようにして知ることができますか。</p>
A	<p>申請書を受理した後、支援金の支給要件に該当するか審査した結果については、申請者ご本人あてに厚生労働省から「支給(不支給)決定通知書」として直接文書で通知します。</p> <p>なお、厚生労働省又は「学校等休業助成金・支援金受付センター」から、申請者ご本人に対して申請内容の確認などのために電話で問い合わせを行うことはありません。</p> <p>支援金については、必要な申請書、証拠書類が確認できた後、できる限り速やかに支給決定ができるよう努めてまいります。</p>

Q9-12	提出した申請書に記載漏れや書類の不備などがあった場合は、何らかの連絡はあるのですか。
A	<p>申請書に記載漏れや不備があった場合は、厚生労働省又は「学校等休業助成金・支援金受付センター」から、申請者ご本人に対して、提出された申請書類のすべてを郵便により返送することとしています。申請者ご本人あてに電話による問い合わせはいたしません。</p> <p>申請書類を返送する際、書類の不備等の具体的な内容について、文書で連絡しますので、必要な補正をしていただいた後に、期限内に郵送により申請書類を再提出いただければ、申請を受け付け、再度審査を行うこととなります。</p>

Q9-13	申請書の記載誤りを訂正して、申請してもよいでしょうか。訂正する場合、修正液を使ってもいいでしょうか。
A	<p>申請書等に記載した文字を訂正、削除する場合は、その訂正等をする文字の上に横線を引き、申請者本人の印鑑を押してもらう方法により訂正や削除をしていただくことは構いません。</p> <p>修正液による文字の消去、訂正は、申請者本人によるものか判別できませんので、認められません。</p>

Q9-14	郵送の場合は、郵便料金は自己負担ですか、着地払いにできないのですか。
A	申請書を送付するための郵便料金については、申請者の方にご負担いただくことをお願いしています。

Q9-15	支払われた支援金は課税対象となりますか。
A	<p>支援金については、事業所得等として課税対象になるとの判断を国税庁が示しています。具体的な取扱いについては、最寄りの税務署にお問合せください。</p> <p>(参考) 国税庁HP https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/index.htm 国税庁作成「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」</p>

Q9-16	支援金が国から支払われることとなる場合、何という名義で口座に振り込まれるのですか。
A	支援金は、「厚生労働省大臣官房会計課長」という名義で振込を行います。

Q9-17	既に支援金の申請をしましたが、支給対象期間が令和2年9月30日までに延長されました。延長された期間分の支援金も請求できますか。
A	一度支援金の申請を行った場合でも、それとは異なる対象期間の申請を新たに行うことは可能です。支援金の支給要件を満たす場合、該当する日についての申請を行うことができます。 なお、異なる対象期間の申請を行う場合、申請に必要な添付書類をあらためて提出してください。

Q9-18	支援金の支給対象期間が令和2年6月30日までから9月30日までに延長されたことを受けて、申請書の様式が6月に改訂されましたが、具体的にはどの部分が改訂されたのですか。
A	申請書の様式について、主に以下の改訂を行いました。 ・申請対象期間として7月～9月の欄を追加 ・4月以降の期間の支援金の計算式について、日額4,100円から7,500円に改訂 ・カレンダーについて、土曜日・日曜日・祝祭日がわかりやすいように網掛け ・「春休み期間・夏休み期間記入欄」を追加

Q9-19	支援金の支給対象期間が令和2年6月30日までから9月30日までに延長されたことを受けて、申請書の様式が改訂されましたが、6月30日までの期間の支援金については、古い申請書様式を用いて申請できますか。
A	4月1日以降の期間の支援金の支給額が変更されていますので、厚生労働省HPに掲載している新たな申請書様式を用いて申請するようお願いします。

Q9-20	既に4月以降の期間の支援金の申請をしましたが、今般、令和2年4月1日以降の支援金の支給額が4,100円から7,500円に引き上げられたと聞きました。提出した申請書類では1日当たり4,100円で支給申請額を計算しているのですが、支給申請額を再計算しあらためて申請書類を出し直す必要があるのでしょうか。
A	再申請の必要はなく、厚生労働省において、引き上げ後の支給額で支給申請額を再計算します。 支援金については、必要な申請書、証拠書類が確認できた後、できる限り速やかに支給決定ができるよう努めてまいります。

Q9-21	既に4月以降の期間の支援金が1日当たり4,100円の計算で国から支払われましたが、今般、令和2年4月1日以降の支援金の支給額が4,100円から7,500円に引き上げられたと聞きました。4,100円と7,500円の差額を受け取ることはできるのでしょうか。
A	4月1日以降の期間の支援金については、厚生労働省において、1日当たり7,500円で支給額を再計算し差額を追加で支払います。 該当する方に今後お知らせする予定ですが、順次確認作業を行っていますので、具体的な時期は未定です。ご理解をお願いします。 なお、支給額の再計算が完了した後に、既に支給された金額と引き上げ後の差額支給額をお知らせする支給決定通知書を、申請者宛に改めてお送りいたします。

Q9-22	令和2年4月1日以降の支援金の支給額が4,100円から7,500円に引き上げられたと聞きましたが、いつから日額7,500円での支払に切り替わるのですか。
A	①厚生労働省で6月14日以前に支給決定を行う申請 1日当たり4,100円の計算で一旦支援金を支払います。 その後、後日、4,100円と7,500円の差額を追加で支払います。 ②厚生労働省で6月15日以降に支給決定を行う申請 提出された申請書類が1日当たり4,100円で計算されているか7,500円で計算されているかにかかわらず、1日当たり7,500円の計算で支援金を支払います。

Q9-23 ★	8月28日に当支援金制度の延長が発表されたが、いつまで適用期間が延長になるのですか。
A	詳細が決まり次第、HPにてお知らせします。

Q9-24 ★	延長に伴い、日額上限額や要件が変更されるのですか。
A	詳細が決まり次第、HPにてお知らせします。

Q9-25 ★	延長に伴い、支給申請の様式が改定されるのですか。
A	詳細が決まり次第、HPにてお知らせします。

Q9-26 ★	延長に伴い、申請の出し直し等の必要はあるのですか。
A	詳細が決まり次第、HPにてお知らせします。

10. その他

Q10-1	<p>「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」で、フリーランスを含む個人事業主や中小企業に対して100万円もしくは200万円の給付をする制度（「持続化給付金」）ができましたが、この給付と本支援金は併用して申請可能でしょうか。</p>
A	<p>本支援金については他の給付金等への申請の有無にかかわらず、申請可能です。</p> <p>なお、お尋ねの給付金の問合せ先は以下のとおりです。</p> <p>(参考) 経済産業省HP https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html</p> <p>持続化給付金事業 コールセンター 直通番号：0120-115-570（おかけ間違いにご注意ください） IP電話専用回線：03-6831-0613 受付時間：8時30分～19時00分 （5月・6月（毎日）、7月から12月（土曜日を除く））</p>
Q10-2	<p>「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」で、生活に困っている人々に対して、一律に、一人当たり10万円を給付する制度（「特別定額給付金」）ができましたが、この給付と本支援金は併用して申請可能でしょうか。</p>
A	<p>本支援金については他の給付金等への申請の有無にかかわらず、申請可能です。</p> <p>なお、お尋ねの給付金の問合せ先は以下のとおりです。</p> <p>(参考) 総務省HP https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/kyufukin.html</p> <p>特別定額給付金コールセンター 電話番号：0120-260020 対応時間 9:00～20:00（フリーダイヤル）</p>

Q10-3	<p>令和2年度第2次補正予算で、休業手当の支払を受けることができない労働者に対して、月額上限33万円の支援金を支給する新たな給付制度（「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金」）ができましたが、この給付と本支援金は関係があるのでしょうか。</p>
A	<p>どちらも厚生労働省が実施する制度で名称は似ていますが、支給対象者も支給内容も全く異なる別の制度です。</p> <p>なお、おたずねの給付については、本支援金とは異なるコールセンターが今後設けられる予定です。</p> <p>(参考)</p> <p>新型コロナウイルス感染症対応休業支援金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給対象者 <ul style="list-style-type: none"> 中小企業の労働者であって、新型コロナウイルス感染症等の影響により事業主が休業させ、その休業させられている期間の全部又は一部について賃金（休業手当）の支払を受けることができなかった方 ・支給内容 <ul style="list-style-type: none"> 休業前賃金の80%（月額上限33万円）を休業実績に応じて支給